

Title	「白衣募金者」とは誰か : 厚生省全国実態調査に見 る傷痍軍人の戦後
Author(s)	植野, 真澄
Citation	待兼山論叢. 日本学篇. 2005, 39, p. 31-60
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/10919
rights	本文データはCiNiiから複製したものである
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

白衣募金者」とは誰か

厚生省全国実態調査に見る傷痍軍人の戦後

植

野

真

澄

傷痍軍人であり生活に窮していることを白衣姿で訴え、街頭や列車内で人々に募金をつのる人々が存在した。 後から一九七〇年代位までの日本を知る人は、「傷痍軍人」といえばこうした白衣募金者の姿を思い出す、という人 が多い。それは「傷痍軍人」という言葉をきっかけに、今まで全く忘れていた光景が昔の記憶の片隅からふと甦る、 傷痍軍人とは、戦争で負傷、罹病した軍人であるが、第二次世界大戦で敗戦国となった日本では、戦後、 自らが 敗戦

はじめに

そんな記憶の形である。

の中で断片的にではあるがたびたび伝えられてきたにもかかわらず、その詳細は明らかではなかった。

だが、多くの人々の記憶に存在するにもかかわらず、また今まで様々な形で白衣募金者に関する新聞や雑誌記事

31 白衣募金者に関する全国規模の調査は、管見の限り、厚生省による一九五三年の調査と日本傷痍軍人会による一

32 九六四年の調査が存在する(後者の調査については後述)。この厚生省の調査の存在については、 れたが、 今まで全く注目されてこなかった。本稿では、(1) この厚生省調査が戦後、 国としての最初の全国調査であっ 拙稿では簡単に触

たことの意味を重視し、この調査から、「白衣募金者」とは誰か、について考えてみたいと思う。

募金者の全体像を、 白衣募金者とはいかなる人々であったのか、そして調査結果が示す問題とは何かについて考える。 分析の手順として、まず、白衣募金者が生まれた背景と当局の対応を概観する。次に実態調査の集計表から白衣 個々の実態調査票から白衣募金者の生活の具体像を紹介する。その上で、 本調査で把握された

1 調査の背景

1 「白衣の勇士」その後

そもそも白衣募金者の白衣とは、

の傷痍軍人ではない」、すなわち陸海軍病院に入院している軍人は快復すれば原隊復帰の可能性があった。しかし、(2) 称した。戦時中は「「白衣の勇士」は未だ身分上は従来通りの軍人であって離職、離隊しては居らず、厳密な意味で

陸海軍病院の病院着であり、この白衣を着た軍人をかつては「白衣の勇士」と

理由として兵役が免除あるいは解除された。厳密にはこのような軍人を戦時中は「傷痍軍人」と称し、 症状が固定し治療は要しなくなったが身体の欠損あるいは機能障害のために原隊復帰が困難になれば、その傷病を 引き続き治

療を要する者は厚生省の外局である軍事保護院から国の保護を受けることができた。

このような「白衣の勇士」を収容していた陸海軍病院は戦後厚生省に移管され国立病院となった。しかしこれら

の国立病院は、戦後の食糧難に加え海外からの多くの引揚患者や復員患者の受け入れ先となったため、病院での療

せう。 希望を失つて闇屋に轉落してゆくといふ」と報じられたように、(4) 倒れた人々に対する政府の最善の援護なのせうか」、「だが彼等 (=傷痍軍人 --- 引用者註)にいはせれば院内の風は(3) をして補つてゐるのです(中略)これらは国民の代表として戦場に立ち傷つき、或は炎熱の地で酷暑と闘ひ、 養生活は困難を極めた。「皆さん、最近閣市に垢染みた白衣を着た傷病兵が魚や野菜を買つてゐるのを御覧になるで これは病院の給養が傷病を恢復させるだけの「カロリー」がないために傷病兵が二三人で金を出し合ひ闍買 退院後の生活は全くお先きまつくらだと、終戦後今までに就職した者は十名足らず、 回復しても退院後の生活のめどがたたなければ退 彼等の大部分は

院も困難であった。

見向もしなくなつたら、 ち病衣の襟も御覧の通りのボロです。 底していた処ですが他から悪い気風が入って来て、先ず婦人が頭を下げなくなり、今では国民学校の生徒もそれら の大人の真似をして見ても見ぬ風をします。頭を下げてもらいたくはないが、それが凡ての上に現われて来る。 終戦後は全く様子が変り実に冷淡になりました。塩原(=塩原温泉療養所 我々が白衣で外出した場合戦争中は白衣の兵隊さんで人々が頭を下げて呉れましたし、 傷痍の我々はどうして生きて行けるか」と、敗戦の事実はそれまでの傷痍軍人の生活を支(5) 戦争中あんなに沢山あった立派な病衣が今では少しもない。この様に人々が ---引用者註) は傷痍軍人の保護に徹 乗り物も優先的でした 即

(2) 白衣募金という形態

えてきた経済的、社会的基盤を一八〇度転換させるものであった。

国の指定医療機関となった国立病院は敗戦後の外地からの患者の増加に鑑み、 診療費の全額または一部減免の措

34 置をとっていたが、一九四七年六月から原則として全て有料にする入院規定の改正を行った。その一ヶ月前、(6) で、五月廿日の常任委員会で猛烈な反対と攻撃にあい、黒木委員は全患に対し陳謝の意を表した」。つまり街頭募金(9) となり、この計画を知らされた東京都議で予算一六五万円を投じて本格的に応援することになった」。その結果、街(8) 引用者註) も出来そうなもの、街頭募金など最後の手段とすべきだ」という苦情がもちこまれ、これには(断肢者更生会の ―― 金を始める事件があった。他の国立病院の患者や援護団体からは「「戦傷病者の誇りを傷つける、資金は他の手段で 第二国立病院の白衣を着た患者一八○名が「日本断肢者更生会」を結成し、生業資金獲得のため数奇屋橋で街頭募 療の領域を脱して」しまうと医療の給付制度の対象外となるために退院を迫られたが、退院後の生活不安から退院 軍人を「未復員」の状態とみなして適用)を受けることができた。しかし症状がある程度治癒して状態が固定し「医 九四六年)の医療扶助か、未復員者給与法(一九四七年)の療養給付(一九四八年改正により病院で療養中の傷痍 は同じ国立病院の患者であっても皆が賛成していたわけではなく、 頭募金は十日間で打切られたが、「全患同盟(=全国国立病院患者同盟 ——引用者註)にはからずこの挙に出たもの なり(中略)国立病院当局者もその取扱に苦慮するに至つた」とされる。しかし一方で「終戦後、(印) であり、「病院施設の有効な利用を妨げ、要入院患者の収容を阻む結果を生じ、病院としての任務を果す上の妨げと らは「余儀ない事情によるほか、 を希望しない者があらわれ、「一部の退院不能者」による白衣募金の行為があった、と国立病院史は記している。 戦後引き続き医療施設で療養する傷痍軍人は、重度の傷病者については傷病恩給が給されたが、生活保護法(一 黒川君ら「自分らにはその〝最後〟がきているのだ」とむくいたが、このいきさつは関係官庁でも問題 衣食住を保証された病院生活の安易さになれて更生意欲を失い、退院しない者 一部の傷病者が始めたものであった。 在郷の傷痍軍人

「白衣募金者」

ない入院患者も確かに存在した。国立療養所では白衣を支給していなかったが、「この病衣では「白衣募金のムード 扱に苦慮」する人々とみなされていた。 院不能者もこれを見倣い、 中白衣を纏い街頭募金を行う者が続出するに及び、同院 金者は「退院不能者」という「更生意欲を失い、 にせよ病院側からすれば白衣募金者に国立病院の入院患者が含まれていたことを認めながらも、 金を始めたのは その大部は国立相模原病院在院者と誤解し、 「在郷の傷痍軍人」で、それに追随したのが「退院不能者」であったと記されている。だがいずれ 病院の制止も聞かず行う者ができ、遂には世人をして白衣募金者は国立病院在院者で、 とはいえ他方では、 国立病院の取扱につき非難の声も高まるに至った」(11) 退院しない者」であり、「病院としての任務を果す上の妨げ」「取 (=国立相模原病院、 白衣を借りてでも募金をしなければ生活の目途がたた 元臨時第三陸軍病院 基本的には白衣募 ともあり、 引用者註) 退 白衣募

だとして反対する傷痍軍人の主張と対立することになり、 といえる。 が湧かず」、患者たちは「白衣を貸せ」」と療養所の職員に要求し、 般に広く認識されていたといえるが、 時中は軍人が白衣の着物を着ていれば戦地で傷病を負ったことを意味し、 しかし、「白衣の勇士」だからこそ国が救済すべきだという論理は、 戦後の白衣募金の行為はこのようなかつての教化運動を逆手にとった行為 以後、 この対立は長く続くことになった。 職員もまたこれに応じた例もあった。(12) 当局の国民教化運動ともあいまって 一方で、 自らの誇りを傷つけるもの

3 白衣募金者への対応

は平等でなければならぬというような憲法の法規に則りまして、関係方面の御指示もありまして、 以上のような傷痍軍人問題は、 当時の国会審議でも取り上げられていたが、 厚生大臣の一松定吉の答弁は 特に傷痍軍人な 国民民

おりません。 決を図ることを強調していた。厚生省社会局は白衣募金者を「彼らの声は、まことに気の毒だと思います。(メミ) るがゆえに特別の保護をすることはできないことになっている」と、あくまでも無差別平等の社会保障の原則で解 が大部分です。 政府の対策が不充分なためです。中には募金を半職業的にしているものもありますが、街頭募金を禁止まではして 病院にいる間は一人分はなんとかやっていけるのですが、病院をでたとたんに生活に困るというもの 傷病恩給をせめて、公務員恩給なみに、というのが彼らの一番つっこんでくる要望なのですが、

局は政治的解決にまつよりないでしょう」と行政の力だけでは解決できないことを説明している。(ユム)

が報告されており、 及び職業補導の規定が定められていたが、強制力を伴う雇用規定ではなかったため、雇用問題の解決には至らなか 白衣募金者問題は占領軍にも認識されていた。管見の限り断片的ではあるが、地方軍政部には白衣募金者 身体障害者の雇用対策は、職業安定法(一九四七年)や身体障害者福祉法(一九四九年)で職業紹介 何らかの対応の必要が提言されているが、傷痍軍人であることを理由とした対策はとられなか(エヒ)

なりがちです」といわざるをえない状態」であった。 で白衣募金を認め、それ以降は禁止することになった。(16) 付募集に関する条例」を定めていたが、白衣募金はこの条例に反するとして、同年七月から三ヶ月という期限付き 「募金だけを禁止して、 方、地方自治体では条例で白衣募金を禁じるところが出てきた。東京都では一九五〇年四月に「金銭賞品等寄 禁止の裏づけになる政策がないのですから、 しかし実際には「取締りの立場にある警官や鉄道公安官も 目に余る場合のほかは自然、 見てみぬ振りに

講和条約の発効で独立国となった一九五二年四月、 戦傷病者戦没者遺族等援護法が制定され、ようやく傷痍軍人

職問題は身体障害者の就職問題として対応する国の姿勢を伝えている。同じ記事では「なお厚生省調べによると、(窓) 議を開き、 定所での職業指導斡旋の強化とともに身体障害者雇用促進協議会を設置、翌月の六月には厚生省と労働省の合同会 を対象とした援護策が可能になった。 へ職や住宅を」「当局 白衣募金者問題の具体的な解決策について話し合っている。この合同会議を報じた新聞記事は「戦傷者 『白衣募金』消滅に乗出す」と題し、身体障害者雇用促進協議会の答申に基いて白衣募金者就 また、 同年五月、 労働省は身体障害者職業更生援護対策要綱を定め、

「白衣募金者」 金を行う戦傷病者の更生対策を検討中」との通牒が厚生省社会局課長から各都道府県民生部長宛に出された。(5) よると戦傷者十八万のうち常習の募金組は五百名たらず」とあり、 車中募金の最もひどいのは都の周辺の電車と東海道線で、地方では集団の戸別募金が行われているところもあり、 て翌年の一九五三年八月、 ことがうかがえる。同年七月には、援護法の「趣旨にもかんがみ、 「何々更生連合会」と名乗りながら実はたった一人で月々三、四万円の生活をしていた事例もある」「当局の調査に 軍人恩給が復活し、その三ヵ月後、 以下で検討する白衣募金者の全国実態調査が実施さ 目下厚生、 何らかの形で白衣募金者調査が実施されていた 労働両省協力の下にいわゆる白衣募 そし

2 実態調査に見る白衣募金者

れることになった。

1 調査の概要

であって募金行為等を行うものの実態を把握し、これらの者の福祉と更生援護対策の推進を図るため」であり、 調査は 一九五三年一一月二二、二三日の両日にわたり厚生省社会局により実施された。 調査の目的は 「戦傷病者

調

実

38 果を集計する形をとった。(21) 公安部、国及び自治体の警察にも協力を依頼し、「戦傷病者にあらざる者もいると思われるかその者についても、 声明を出したばかりであった。京都の場合は「一班二―三名にてその内一名は社会課員」とした。また、 査の対象は「車中、 の上、記入し、 た、調査の日に募金をしていなくても平常募金等に従事していると確認される者については適当な方法により調査 の調査は、 一九五二年秋に結成された日本傷痍軍人会の各都道府県支部に協力を求め、各都道府県ごとに調査結 調査結果は同年一二月一五日までに厚生省社会局更生課長に報告することとされた(京都府の場合 船中、 この日本傷痍軍人会はこの調査の前月に開催された全国大会で、白衣募金者を否定する 街頭その他公共の場所で戦傷病者であることを示して募金行為を行う者」とされた。(20) 管内鉄道

団体所属の有無、 は募金の理由、 家賃の状況、現に受けている扶助(生活保護、恩給など)、受傷前の職業、一ヶ月の所要生計費、「B、募金の状況」 最終学歴、 か、E、募金に対する考え方」という大項目からなり、「A、本人の状況」は住所、氏名、生年月日、年齢、 調査票の項目としては、「A、本人の状況、B、募金の状況、C、更生に対する希望、D、戦傷病者であるかどう 配偶者の状況、 場所、募金従事年数、一ヶ月の従事日数、 団体名及び団体所在地という小項目があった。「募金の理由」は、 扶養家族数、最終軍歴、障害の程度、 一日の募金従事時間、日収入、月収入、現在の貯蓄額 身体障害者手帳の有無、 生計維持、 障害の部位、 更生資金、 住宅の種類 小遣、就

は同年一二月一日に結果表を起案、四日に提出)。

恩給にしてほしい、煙草屋の許可あり次第止める、 その他の項目が、「E、募金に対する考え方」は、就職により止める、 帰郷するまで、 商売を開業するまで、その他の項目があり、 増加恩給の交付があり次第止めたい、食える

周囲がやっている、その他の項目が、「C、更生に対する希望」は、自営、就職、

授産所等施設入所

そ

額四万八〇〇〇円、

であった

39

のほか調査員が適宜記入する欄が設けられていた。

調査の結果、 調査日に募金を行っていた対象者は全国で五四二人、そのうち調査に協力し得た者は三八七人、そ

のうち東京都内では五三人、京都府内では二二人であった。(22)

一年一一ヶ月、 全国集計によれば、 月間募金日数は一七日、 白衣募金者の平均像は年齢三九歳、 一日の募金時間は六時間四〇分、 扶養家族数は二・五人、家賃は一六八四円、 日収六六○円、月収一万三○○円、貯金 募金年数は

当時の傷痍軍人総数を正確に把握することは難しいが、昭和二九年度予算で予定された傷病恩給の対象者数は増

ち傷痍軍人が存在していた。(24) かし一九四九年の経済安定本部の 加恩給が六万一○○○人、傷病年金が七万三○○○人、傷病賜金が三○○○人、計十三万七○○○人であった。(②) 一五五人、計三〇万九四〇二人とあり、陸軍の数値だけでも敗戦時には既に三〇万人近くの傷病恩給受給者すなわ (戦病者を除く)は、陸軍は一九四五年一二月現在で二九万五二四七人、海軍は一九四八年一二月現在で一万四 対象者の範囲にかなりの制限を加えた「復活」であったことを示している。 この数値の相違は、 『太平洋戦争による我国の被害総合報告書』では、軍人軍属の傷病恩給の受給者 戦後復活した軍人恩給が戦時中の軍人恩給そのままの復活ではな 傷痍軍人の総数は、 傷病恩給未裁

(2) 募金の状況

定

|の傷痍軍人がさらに加わることを鑑みると、少なくとも三〇万人以上はいたとみられる。

まず募金者の年齢別で最も多いのは、三〇歳以上四〇歳未満が二五二人であり、全体の六五%(内訳の割合は項

五一人 (一三%)、五十歳以上六〇才未満が七人 (二%) と続く。東京では三一歳以上三五歳以下の三二人が (その 目毎に算出。小数点以下を四捨五入)を占めている。次に三〇歳未満が七七人 (二〇%)、四〇歳以上五〇歳未満が

うちで車内二○人、街頭一二人)、京都では三○歳未満の一一人が最も多い。

等小学校が一六三人(四三%)、尋常小学校が六○人(一六%)、その他が七二人(一九%)とあり、 ているが、「その他」も存在することに注目したい。学歴は大学が一人、高専が三人、中学が七九人(二〇%)、 軍人軍属の別は、軍人三四一人(八八%)、軍属二〇人(五%)、その他二六人(七%)と、圧倒的に軍人が占め

は少ない

高知、 道 で募金をするものが多いといえるが、それ以外の者の本籍地が募金場所周辺に必ずしも近いわけではないことの方 福島、 滋賀 愛知、 全国集計では非公表だが、本籍地は東京の場合は東京が最多の一一人、 山形、 広島、 和歌山 富山、埼玉、栃木、千葉、 大分、佐賀、長崎、そして台湾がそれぞれ一人、調査不能が三人、 埼玉が二人、 北海道、 東京、栃木、 兵庫、福岡がそれぞれ二人、青森、岩手、 静岡、 島根、 香川が一人であった。 長野が五人、 京都の場合は京都が八人、 秋田、 宮城、 本籍地に近いところ 神奈川が四人、

ないからと昨年四月より恩給はうちきられ、 ところが、募金をやるためにそとへでかけると、君らは患者でないから退院してくれ、と病院からいわれるのです ろか一切の援助が適用されていないのである。「だから、私たちは、募金をやるよりほかに生きる道はないんです。 この東京の集計では 「台湾」が一人挙がっている。 軍属は、「帝国軍人にあらざる臣民」というかつての法律で、恩給はお 先述した国立相模原病院には 「韓国人は五名いるが、

がむしろ注目される

業従事者や職工が目立つ。

頭部障害二人、

精神障害がなしであった。

「白衣募金者」 とは誰か

> 立とともに日本国籍を失ったために、それまで受給していた傷病恩給が打切られ、 が、まったくひどいですよ。」とふんがいしていた」という傷痍軍人の記事がある。(迄) 白衣募金に出るようになった者もいたと思われる。 その結果、中には生活に窮して 旧植民地出身者は日本の講和独

道員、 金以前の職業についての項目があり、軍人が最多の一五人、工員、商人が各七人、無職五人、会社員、 ボイラー工、 では受傷前の職業について、 .じく全国集計では挙がっていない項目として、以前就いていた職業調査がある。 雑役夫、 大工、仕上工、 あんまが各二人、運転手、 鉱内夫、 農業が最多の四人、生徒、 船員、 店員、 商業、 船員、 靴工、無職が各一人であった。「軍人」という回答を除けば、 溶解工、事務員、工員が各二人、 靴工、楽士、 職人が各一人、 東京では受傷前ではないが募 調査不能が三人である。 自転車修理工、 集配人、 紋上絵師 京都 鉄

の状況は、 障害の種類別で最も多いのは、 肢体不自由が三一〇人 (八〇%)、 次に視覚障害二六人 (六%)、

内臓障害一九人 (五%)、其の他一三名 (三%)、 中枢神経機能障害一二名 (三%)、聴覚障害三人、

恩給支給の上で傷病の症状が重い等級順に、項症者二五〇人(六五%)、款症者三六人(九%)、目症者五人(一%) 未裁定者九六名 |体障害者手帳の所持者は二六二人(六八%)、所持していない者が一二五人(三二%)である。 (三五%) となり、 四分の一が未裁定者である。 障害の程度は、

頭募金が多い。東京では街頭二二人、車内三一人、京都では街頭一九人、車内三人と、都心では車内募金の多さが 街頭三一六人 (八二%)、車中六一人 (一六%)、戸別訪問七人 (二%)、 其の他三人、

42 目立つ。車内募金は調査場所のうち、東京では日暮里~大塚間一五人、秋葉原~両国間六人、新宿~目黒間五人、 発・一二八列車一一・二〇発、 求めるようになった」「六、七名が常習者である」「急行列車にも乗車するようになった」「上り一二六列車九・四 所は未記入)。京都鉄道公安官の談として「京都市内に居住し出稼ぎ者がいる」「最近は二等車の乗客にのみ寄付を 巣鴨駅を間にはさむ場所である。京都では山陰線京都~園部間と東海道線大津~大阪間を調査した 東京~横浜間三人、 新宿~立川間二人であった。ちなみに最多の「日暮里~大塚間一五人」は現在のJR山の手線 四二四列車一三・三〇発等多し」との言がある。街頭募金は調査場所のうち、 (実際の募金場

あったが、 他が四人 団体又は個人の別は、 <u>_</u>% 東京では「傷中連」二〇人、患者自治会二一人、個人八人、その他三人であり、そのうち車内募金では となっており、 団体に所属して募金活動を行う者が二五二人(六五%)、個人が一三一人(三四%)、その 団体所属の者が半数以上を占めることは興味深い。京都では二二人全員が個人で

日等を調査している。

から四条烏丸、

平安神宮、

丸山公園、

清水寺、

京都駅前、

稲荷神社、

四条大宫、

嵐山、そして東寺と北野神社の

四条大橋

は浅草八人、靖国神社五人、新宿四人、渋谷三人、池袋二人であった。京都は三条大橋から河原町周辺、

患者自治会二〇人、個人六人、「傷中連」三人、その他二人、街頭募金では「傷中連」一八人、個人二人、患者自治 無の項目とあわせて考えれば、 ていると思われる (この団体については後述)。また、車内の団体の住所は神奈川が二〇人とあり、 中連」という傾向が見られた。「傷中連」とは当時の白衣募金者の傷痍軍人団体である傷痍者団体中央連合会を指し 会一人、その他一人であった。東京での団体所属者は総数から見れば一六%を占め、車内は患者自治会、街頭は「傷 この患者自治会は先述の国立相模原病院内の組織ではないかと思われる。 先の団体所属有 それに対

街頭の団体の住所は東京都内が二〇人とあるので、都内にあった「傷中連」と推測される。

二〇日以内が一二〇人 (三一%)、二五日以内が二八人 (七%)、二六日以上が一四人 (七%)、不明が四〇人 (一〇%)、 年未満が五二人 (一三%)、五年未満が二一人 (五%)、五年以上が一八人 (四%)、不明が四〇人 (一〇%) である。 ヶ月の募金従事日数は五日以内が二一人 (五%)、一〇日以内が五四人 (一四%)、一五日以内が一一〇人 (二八%) 募金従事期間は一年未満が四七人(一二%)、二年未満が一○○人(二六%)、三年未満が一一○人(二八%)、四

上は一三〇人 (三四%)、不明が一〇七人 (二八%) であり、一九五〇年以降から募金を生業とする人が多かったよ 日の募金時間は、二時間以内は○人、四時間以内は三五人(九%)、六時間以内は一一五人(三○%)、八時間以

(3) 募金者の生活状況

家族を抱えていた。配偶者の有る者は三四一人(七〇%)、無い者は一四一人(二九%)と、半数以上が妻帯者であ 五七人 (一五%)、四人が三五人 (九%)、五人が一五人 (四%)、六人が一〇人 (三%) と、募金者の過半数が扶養 家庭の状況は、 東京では「親の実在の有無」という調査項目もあり、東京の募金者総数五三人中、両親あり一二人(二三%)、 一人世帯一〇五人 (二八%)、扶養家族一人が七六人 (二〇%)、二人が七八人 (二〇%)、三人が

父あり四人 (八%)、母あり一四人 (二六%)、父母なし一九人 (三六%)、その他四人 (八%) である

二%)、寮が二六人(六%)、その他が二六人(六%)、同居が一四人(四%)とあり、借間や借家住まいが多いこと 住居の状況は、 借間が一三二人 (三四%)、借家が七九人 (二〇%)、病院が六三人 (一六%)、自家が四七人 (一

る

٤ 設外が多く、車内募金者は都外の居住者が多かったようである。また、東京では街頭募金者は借家一〇人、 はもとより、病院住まいの者も多い。東京の場合、都内の施設外が二四人(うち街頭一四人)、施設内が二人(うち 自家、 街頭募金者に比べ病院に居住する割合が高い。京都の場合は白衣募金者同士が同居している場合も一例見られ 寮が各二人、病院一人に対し、車内募金者は借間一四人、病院七人、寮五人、調査不能三人、 都外の施設外が一七人(うち街頭五人)、施設内が一○人(うち街頭一人)と、街頭募金者は都内の施 自家二人 借間七

以上が一九人(四%)、不明が四五人(九%)とあり、五百円から八百円の間が最も多い。東京での車内、街頭 千四百円以下が一四人(三%)、千五百円以下が二七人(五%)、千九百円以上二千円以下が一六人(三%)、二千円 千円以下が二九人(五%)、千百円以下が二三人(四%)、千二百円以下が一九人(四%)、千三百円以下が一〇人(二%)、 六百円以下が四六人 (九%)、七百円以下が四一人 (八%)、八百円以下が四一人 (八%)、九百円以下が二六人 (五%)、 円未満が四人 (一%)、 募金による日収は三百円以下が三二人(六%)、四百円以下が三〇人(六%)、五百円以下が一一〇人(二一%)、 家賃の状況は千円未満が一六二人 (四三%)、二千円未満が七二人 (一九%)、三千円未満が二七人 (七%)、四千 街頭、 車内ともに六百円以上七百円以下の八人が最多だが、 四千円以上が三人、不明が六七人(一八%)、無料が三八人(一〇%)とある。 街頭の最高額は九百円以下が一人、車内は の別

現在までの貯蓄額は、一万円未満が四九人(一三%)、二万円未満が二〇人(五%)、三万円未満が一六人(四%)、

千五百円以下が四人、千円以下が二人と、

車内の方が平均額は高い。

ちなみに一九五三年当時の生活保護法による

生活扶助の一人当たりの月額は七二〇円であった。

4

募金のきっかけ

者が過半数を超えていた。

三〇万円未満が二人、五〇万円以上百万円未満が一人、不明が二六二人(六八%)であり、非回答の者が大半であ 四万円未満が一一人(三%)、五万円未満が一〇人(三%)、一〇万円未満が一一人(三%)、二〇万円未満が五人(一%)、

ったと思われる。

現に受けている扶助は、 恩給一七三人(四五%)、障害年金四三人(一一%)、生活保護二六人(七%)、その他二

四人(六%)、社会保険一人、そして「無」が一二〇人(三一%)とあり、恩給や年金を受給していても募金をする

募金従事の理由は、 生計維持が二四六人 (六四%)、更生資金八五人 (二二%)、その他二九人 (七%)、就職不能

二〇人(五%)、小遣四人(一%)、「周囲がやるから」三人(一%)とあり、生業とせざるをえない事情から募金に

る。 出る者がほとんどである。東京では、生活困難二〇人、失業七人、「就職希望のないため」六人、行商失敗五人、「更 生資金貯金のため」三人、「周囲がやっているから」二人、「父母の手足まとひがいやで」一人、 最後の回答例のように、扶養してくれる家族がいても迷惑をかけることを避けて自立を希望して募金をする者 調査不能九人とあ

更生に対する希望は、 自営二一二人(五五%)、就職九九人(二六%)、施設入所五人(一%)、帰郷七人(二%)、

45 近行商 その他六四人(一七%)とある。京都では、「現在の貯金がある程度貯まれば自動車学校に入るからやめたい」、「最 (魚商)の方面に見込がありそうなので近い内にその見込が立てばやってゆく考えである」、「職業安定所に

46

登録してあるが未だ就職が実現しない」などがあった。

売人の指定にあたり、 あった(「煙草屋の許可あるまで」というのは、 交付まで」が四九人(一三%)、「食える恩給にして欲しい」が四一人(一一%)、「煙草屋の許可あるまで」が六人 (二)%)、その他が四四人(一一%) とあり、恩給の求める声も多いがそれ以上に就職問題解決の方が切実な希望で 募金者の動向は、「就職により止める」が一二五人(三二%)、「商売開業まで」が一二二人(三二%)、「増加恩給 身体障害者を優先的に取扱うべき旨が定められていた)。京都では、調査員が記したものとし 当時、身体障害者福祉法において、 公共施設内の売店及びたばこ小

傷病のため就職が困難なことから自営業で生計を立てたいという希望が半数以上を占めることである。 面を考慮する必要はあるが、にもかかわらず回答からうかがえるのは、本人が望んで募金を始めたわけではなく、 自己申告による調査のため、 調査対象者は自らの募金を正当化するために生活の逼迫状況を強く訴えるという側

人は商売をやって行きたい希望であるが国家保障がもっと十分に広く援助されることを望んでいる」とある て「右上膞切断であるが未だ独身のため、募金による収入は相当貯金されているのではないかと思われる。

而し同

とってあげるようにしていたものでした」と語る募金者もいた。また彼は同時に「病院にさえ入れないで、(3) うに同じ療養施設の仲間同士で結成された相互扶助組織があった。中には「まだ、われわれのように動ける者は いうちなんですよ。 それは団体に所属しながら募金をする者の多さにも関連するといえよう。 勿論その人たちは代金を持っていやしません。そんな時は、募金で得た金で、 カリエスや胸部疾患で、すこしも動けない傷病兵が沢山いますからね。 所属団体には、 ねている人たちの分を、 タバコやバ 一つは患者自治会のよ ターの配給 地方で

困難な生活にあえでいる傷病軍人も、

きっと、まだまだ多いにちがいありません」と院外の傷痍軍人の存在につい

とは誰か

する側の日本傷痍軍人会と対立することになった。(28) としていた。 27 募金 て明確に位置づける傷痍軍人団体があった。一九五一年三月に国会に提出した同会の請願は「元戦傷病者に対する 的基盤が整っていないことは、 生募金を禁止する前に元戦傷病者に対する更生援護対策および重度傷い者に対する生活保障の途を講ぜられたい を加えられているが、 を始め各地において、 ても思いをめぐらせている。もう一つは傷痍者団体中央連合会のように白衣募金を傷痍軍人の生活保障の手段とし 制限反対、 同会は日本傷痍軍人会と並ぶ傷痍軍人団体として国会活動も展開し、 雇用、 両眼失明や手足を失った重度傷い者にとって、更生募金こそ唯一の生活保障である現在、 元戦傷病者の更生募金が条例によって禁止され、鉄道公安官、 公営住宅優先貸与、生活保護法全面適用要求」を掲げ、 いずれの団体にも認識されていたといえよう。 しかし、募金をする者が出るほど傷痍軍人の生活を支える社会 その理由として「東京、 後に白衣募金者を一掃しようと 駅長、 助役、 警察官等の圧迫 大阪、 長崎 更

5 調査票に見る白衣募金者

以下では京都での調査票から、

当時の募金者の生活状況をもう少し具体的に見ていきたい

であり、 下肢大腿部を切断、 京都府上京区で借家住まいである。高等小学校を卒業し事務員として働いていた。 実態調査の平均像に近い例として、募金者Aをあげる。 現在は第三項症 (「肘関節以上にて一下肢を失いたる者」 にあたると思われ 彼は一九一五 (大正四) 年京都府に生まれ、 最終軍歴は陸軍上等兵 引用

要生計費は一万五千円である。募金従事の理由は生計維持、 に認定され恩給を受けている。 身体障害者手帳を持つ。 一九五〇年八月より街頭募金に出るようになり募金歴 妻と子供が二人、 家賃は月に千円未満、 ヶ月の

円 は三年三ヶ月である。募金に出るのは月に一六日以上二〇日以下、 現在の貯蓄額は不明、 個人で募金をしている。 更生に対する希望は自営または就職、 一日に七時間、 一日の収入は五百円、 大会社の事務ある 月に一万

肢不自由のため売店をやりたいと思っている。募金に対する考え方は、 ①商売を開業するまで②就職により止める、

そして「妻と子二人の四人暮しであるが早く定職を見つけ独り立ちしたい」であった。 扶養家族が六人という募金者Bは一九〇八 (明治四一) 年北海道生まれの四六歳、 現在住所不定である。

五人、 者」 にあたると思われる ――引用者註) に認定され恩給を受けている。身体障害者手帳を持つ。妻の他に扶養家族 住宅、 鉱内夫であった。最終軍歴は陸軍伍長、上肢切断、 家賃の状況は不明、 一ヶ月の所要生計費は一万五千円である。 現在第四項症(「腕関節以上にて一上肢を失いたる 募金従事の理由は生計維持、 街頭での 高等小

まで、 H 募金歴は二年六ヶ月、 現在の貯蓄額、 とある。 団体所属の別は不明である。更生に対する希望は自営、募金に対する考え方は商売を開業する 募金は月に一六日以上二〇日以下、一日に六、七時間、 一日の収入は五百円、 月に一万二千

県生まれの二九歳、 間に居住している。高等小学校を卒業、 東京で空襲のため下肢を切断、 現在京都市伏見区の借間に居住、 現在身体障害者手帳を有する。 学校生徒であったが、徴用により東京で戦車部品製造工として会社に勤務、 高等小学校を卒業、 もう一人の募金者Dは一九二四 紋上絵師をしていたが航空機部品検査工 (大正一三) 年滋賀

京都では元徴用工が二人いた。募金者Cは一九二七(昭和二)

年埼玉県生まれの二六歳、

現在京都市伏見区の借

軍人軍属、 徴用工以外の者は二人いた。募金者Eは一九二七 (昭和二) 年香川県生まれの二六歳、 現在京

下肢の機能障害を持ち現在身体障害者手帳を有する。

として徴用工として勤務、

「白衣募金者」 とは誰か

> 職 帳を持つ 七時間半、 である。 募金に対する考え方は就職により止める、 募金従事の理由は生計維持、 (障害の程度は 一日の収入は五百円、 「未裁定」)。 月に一万円、 扶養家族は妻一人、 街頭での募金歴四年、 現在の貯蓄はない。 一ヶ月の家賃は千円未満、 募金は月に一六日以上二〇日以下、 団体所属の有無は不明、更生に対する希望は就 一ヶ月の所要生計費は 日に六時間 万円

とある

都

市伏見区の借間に居住している。

高等小学校を卒業、

農業をしていた。

中枢神経機能障害であり、

身体障害者手

貯蓄額は不明、 ヶ 月、 高等小学校を卒業し、 記述がある。 もう一人の募金者Fは一九三〇 調査票欄外には「上記の者は健康者にして、募金者の観装にて楽器を以て加入する者なり」との調査員による 募金は一ヶ月に一六日以上二〇日以下、 彼のような健常者で楽器を弾きながら白衣で募金に出る者が、 個人で募金に出ている。 職工をしていた。 (昭和五)年静岡県生まれの二五歳、 傷病者ではなく、独身である。 更生に対する希望は就職、 一日六時間から七時間、 募金に対する考え方は就職により止める、 募金従事の理由は小遣、 現在大阪市西成区の自宅に居住している。 一日の収入は五百円、 いわゆる白衣募金の「ニセモノ」 月に八千円、 街頭での募金歴三 現在

給を受給していたのは半数の九人であった。 このように京都の募金者二二人のうち、軍人は一八人(陸軍一三人、 海軍四人、不明一人) いたが、そのうち恩

型にあたるのかもしれない。

は 肢機能障害 害者手帳のみの者が七人、 いずれも恩給を申請しているが未裁定者であった。恩給もなく身体障害者手帳も持たない軍人は二人、 一人は上肢及び下肢機能障害を持ち、 その内訳は胸椎カリエス二人、 恩給を受給している者は皆、 いずれも項症見込みと調査員は記している。 上肢機能障害一人、 身体障害者手帳を有していたが、 下肢切断四人であり、 下肢切断の者 一人は上 身体障

てあるが未だ実現せず為めに生活維持金募金を行っている」。募金者Hの場合も妻を含む扶養家族は三人、 事時間が平均より長く、「右肢機能障害のため上肢の運動を伴わない職業(鉄道踏切番)を職業安定所に依頼登録 金は月に二六日以上、 く[適当な時に若干」とあるので知人宅と思われるが定かではない。独身だが、 平日は一〇時から四時半までの六時間半、 日曜祭日は一〇時から六時半の八時間半と募金従 街頭での募金歴が一年七ヶ月、 募金歴は

二年半と長く、「実兄は引揚(シベリア)後胸部を患ひ現在島根県の療養所で療養中であり、 実妹も又胸部を患って

おり現在病床にあるので募金で得たものは、その殆んどが病人に対して援助している状況で見通しがつけば古着商

思われ、 (経験あり)をやりたい」と、ともに調査員の記述も長く、調査に際して自らの窮状を積極的に訴えていたものと その分、 生活の逼迫状況を伝えているといえよう。 前者は身体のハンディのため適当な就職先が見つから

なかった。その場合は傷病のため就労がままならなくても家族を扶養するために募金に出る者がいたとしてもおか 傷病を負ったのは、 ぬことから来る生活困難、 当然のことだが軍人だけではなく、その家族も戦災で死亡あるいは傷病を負った場合も少なく 後者は身体に障害を持っていても病気を患う家族を養うために募金に出ていた。 戦争で

3 調査から見えるもの

ると推定されるが、大部分は四十歳未満の元下士官や兵。なかには募金で百万長者となったものもあり三、 この調査結果は 般商業新聞でも報じられた。「これによると全国の募金者は約千人、ニセものも五、六十人はい 四十万

「白衣募金者」 とは誰か えていることは興味深い。また、 止める 判明した。 円貯金しているものはザラにいるという」。また、傷痍軍人の担当課である厚生省社会局更生課課長補佐(窓) が挙げられているが、 とが考えられる」「募金を止めない理由としては、 のであるが、 「この結果募金従事者は全国で約千人、収入は平均一日六百六十円、 この二つの報道を全国集計と比較すると、ともに全国集計にあがった五四二人の白衣募金者数を「約千人」と伝 闘争としていつまでも続けるといった人もいる」と述べている。(30) 増加恩給が支給になったら止める、などのことがうかがえるのであるが、 また募金従事者の大部分の気持としては、 金銭的な調査では大部分が回答を拒んだことや、 なかには「自分自身は止めたいが周囲の者が止めさせない」というものも相当数いることが 生計維持のため、更生資金獲得のため、 就職先があれば止める、 今までの実情等から推して、 貯蓄額では平均四万八千円という数字が出た 自分で商売ができるようになったら なかには食える恩給にして欲 小遣いかせぎのためなど その額は相当上回るこ

し、五〇万円以上百万円未満が一名のところを「百万長者となったものもあり三、四十円貯金しているものはザラ」 も続ける」といった募金従事の理由の伝え方についても同様である。今後の対策についても、「同省では恩給法、援 て誇張して伝えている部分が目立つ。「周囲の者が止めさせない」「食える恩給にして欲しい」「闘争としていつまで さらには、 近く交付される増加恩給だけでも一項症 「募金従事の理由」を「募金を止めない理由」と伝えるなど、 貯蓄額二〇万円以上三〇万円未満が一名、三〇万円以上五十万円未満が該当者な (両手または両足切断) 白衣募金者を更生意欲のない者とし だと兵で月額九千六百六十七円、

として来月八日、

法務、

労働両省、

(片手または片足切断)

で同七千八百三十三円支給されることになるので、

募金行為も一掃する時期が来た

強力な更生指導対策をたて

国警、国鉄など関係官庁と合同対策協議会を開き、

るとともに、ただ同情だけで募金に応ずることはかえって更生をさまたげると一般にも呼びかけることになった」。 奮をして更生の意欲を盛んにし、速やかに社会経済活動に参加されることを望む」と述べ、募金者の自力更生を求(32) 先の渋田は「今なお、募金に従事している人々は、 ることはもちろん、国立病院滞留者、偽者に対する取り締り等についても強力な措置を講ずる段階に来ている」「こ の更生援護の措置には、 の手が差し延べられて来たのである」「いわゆる白衣募金も、個別指導に重点を置いて一人々々の更生への解決を図 一般の理解と協力が必要」「また募金従事者もいつまでも募金行為に頼ることなく、 いろいろと事情はあるに違いない。 しかし、すでに幾多の援護

等を行うもの」の存在を明るみに出す性質を持っていた。また、募金の状況と生活状況をあわせて調査することで 査は「戦傷病者であって募金行為等を行うもの」の実態把握であるが、それは同時に「戦傷病者ではなく募金行為 募金者の収支状況を明らかにし、募金行為が本人にとって本当に必要な行為かどうかを検証する側面があった。つ であり「戦傷病者にあらざる者もいると思われるかその者についても」報告することになっていた。つまりこの調 と更生援護対策の推進を図るため」であったが、調査の対象は「戦傷病者であることを示して募金行為を行う者」 |調査の目的は先述したように、「戦傷病者であって募金行為等を行うものの実態を把握し、これらの者の福

本傷痍軍人会は、 しかしこの調査後すぐに国が白衣募金者に対して「強力な措置」を講じたわけではなかった。 調査結果について「厚生省としては前記の調査に基き可及的速かに援護対策を樹て各府県の協力 調査に協力した日

白衣募金者を更生の意欲がある者とそうでない者を弁別しようとする姿勢を一般社会に生み出したといえる。

同時にそれは先の二つの新聞報道に見られるように、

まり募金を行う理由の正当性を検証したのがこの調査であり、

「白衣募金者」 とは誰か

を得て傷痍軍人の援護を推進して行き度いとのこと。そこで日傷としても、 にかけて「傷痍軍人援護強調運動」を実施、 まれない傷痍者の援護対策を確立して厚生省の指導下に努力せねばならぬと思う〕とし、一九五六年三月から四月 その後、 傷病恩給が拡大され、一九六三年には戦傷病者に対する援護諸法を一本化した戦傷病者特別援護法が 厚生省、 労働省等の後援のもとで白衣募金者一掃の啓蒙活動を行 一日も早く日傷の組織を確立して、

制定された。

が、白衣募金は依然として続いた。

盟」に属し、「なお、情報によれば白衣募金者は全国で約三百名程度で、うちニセ傷痍軍人とおぼしきもの%(一般 にはどうすればよいか(中略)などの希望を聞き更生援護に協力するための資料とするものである」ことをよく説 め」白衣募金者実態調査を実施した。調査主体は日本傷痍軍人会であるが、厚生省、(35) 軍人の名誉を著しく汚し、 秘または偽名など出鱈目で、これらの者は日傷ではニセ傷痍軍人或は募金をまったくやめる意思なしと断定せざる 身体障害者、 らないよう調査員に配慮を求めている。 同じだが、 部の協力を得て傷痍軍人会の各支部役員が募金の現場で随時調査を行った。 九六四年五月末から八月中旬にかけて、 次の事項について差し支えない限り回答を求めるようにつとめた」とあり、 他に義肢工、 調査要領については「白衣募金者に対し「本調査は取締の強化等が目的でなく、 引揚者、 古物商、 ヤクザなど)」であった。また、六三名中一一名は希望職種と希望収入額を述べ、 国際的恥さらしをあえてする「白衣募金者」をオリンピックまでに更生させ一掃するた 爆発物取扱工、露天商、「何でもよい」があったが、それ以外の募金者については 調査の結果、 日本傷痍軍人会は「かねてから国民の厳しい批判を浴び、三五万傷痍 全国で六三名があがったがそのほとんどが「全日本傷痍者連 調査事項は先の一九五三年調査とほぼ 白衣募金者に対して高圧的にな 各都道府県、 白衣募金をやめるため 警察、 守衛が最多 鉄道公安

決定、

実施される運びとなった。

をえない」。しかしこの一一名も再調査したところ、氏名住所があやふやな者が多いことが後日明らかになり「とも 会はこの調査報告書を厚生省に提出し、 かく嘘偽の報告が多く白衣募金者のデタラメさがはっきりしてきた」と不快感を隠さない。 同年九月一八日の閣議で鉄道公安官に車内募金の取締りを指示することが その後、 日本傷痍軍人

組織的に実施された調査とは言いがたい。加えて公表されている調査結果が人数と希望職種に限られているので、 この調査は 「随時、 募金の現場で」調査されたため、 調査期間に幅があり、 また、 調査人員も限られているため

厳密に比較することはできないが、一九五三年の調査に比べて調査に応じた人数が少ないことは指摘できる。仮に、

逆に、 傷痍軍人であるがゆえの白衣募金者を「ホンモノ」とするならば、 白衣募金者に対する不快感を隠さない原因はここにあった。 一九六四年の調査では「ホンモノ」以外の白衣募金者が過半数を超えており、調査主体の日本傷痍軍人会が 非傷痍軍人が傷痍軍人のふりをして募金に従事するこ 十年前の調査では「ホンモノ」が大半であり、

傷痍軍人にして見れば迷惑以外の何物でもなかったであろう。

おわりに

更生援護対策推進の具体策を練るところに調査の目的があった。 調査であり、 本稿で検討した一九五三年の実態調査は、 更生意欲のある者については職業紹介を、 軍人恩給の復活をまって白衣募金者問題の解決を目指して実施された ないものについては自力更生の意識喚起を求めるといった

調査で明らかにされた募金者の実態とは、 傷痍軍人となり恩給を受給しているにも関わらず生計を立てることが

伴う職に従事していた人々であり、 患者団体や傷痍軍人団体に所属しながら募金に従事する者が多くみられたことは、募金従事の理由を正当化する 扶養家族を抱えるものが過半数を占め、生計を維持するために白衣募金をはじめるようになったといえる。また、 かといって仕事に就く事が困難な人々であった。 戦後まもない時代における相互扶助のあり方として興味深い 傷病をおった身では復職は容易ではなかったと思われる人々であった。 だが、

その多くは戦争に行く前は農民や職工といった手作業を

つの言い訳ともとれるが、

識を戦後形成したことを明らかにした。本稿ではその基礎となった白衣募金者に対する不信感、 金者との対立関係から、自力更生に励み国家再建に貢献する者こそが「ホンモノ」の傷痍軍人であるという自己認 的な不信感を、 理解を数値で実証するという効果を結果的にもたらした。それは、調査以前から存在した白衣募金者に対する社会 拙稿 しかしこの調査は、 観が生み出される背景としてこの実態調査が一つの契機として存在したのではないかと考える。 「白衣募金者一掃運動に見る傷痍軍人の戦後」では、 調査結果という形でより一般化、客観化された認識へと変容させる一つの契機になったといえよう。 先の新聞報道の例に見られたように、 白衣募金者を一掃する側になった傷痍軍人は 概して白衣募金者とは「更生意欲の乏しい者」という すなわち「ニセモ しかし、 白衣募

たつか」と係員に食ってかかるものもあった」者もいたが、(36) 調査に応じなかった白衣募金者の中には、 白衣募金者の全体像、そして傷痍軍人の全体像をくまなく示しているものではないことに留意しておきたい 「「だれも好きで人前に恥をさらしたくはない。こんな調査がなんの役に このように調査を拒絶した白衣募金者や、 白衣募金に

出ることも出来なかった療養中の傷痍軍人等の存在については、稿を改めて考察することにしたい。

- 1 再軍備反対論と傷痍軍人問題」(『大原社会問題研究所雑誌』五五〇・五五一、二〇〇四年九・十月)。 痍軍人の戦後」(『日本学報』二二、大阪大学大学院文学研究科日本学研究室、二〇〇三年三月)、同「占領下日本の 文化の研究』平成一二~一四年度科学研究費補助金基盤研究、二〇〇三年三月)、同「白衣募金者一掃運動に見る傷 戦後日本の傷痍軍人に関する先行研究として、 拙稿「戦後日本の傷痍軍人」(川村邦光編『戦死者をめぐる宗教
- 2 牧村進·辻村泰男『傷痍軍人労務輔導』一九四二年、 一六頁(『戦前期社会事業基本文献集』五八、 日本図書セン
- ター、 傷病兵の實情」(東京・加藤憲太郎=傷病者)『朝日新聞』 一九四六年七月二七日。 一九九七年の復刻版による)。

3

- $\widehat{4}$ 「冷い世間・見捨てられる傷痍軍人」『朝日新聞』一九四六年八月五日。
- 5 厚生省医務局編『国立病院十年の歩み』一九五五年、二〇八~二一三頁。 国立療養所の傷病者に聴く」『社会事業』三〇―九・一〇、一九四七年一一月、 三五頁。
- $\widehat{7}$ 『白衣にそゝぐ行人のなさけ」 『朝日新聞』 一九四七年五月一四日。

 $\widehat{6}$

- 8 「戦傷患者へ救いの手」『朝日新聞』一九四七年六月一四日。

小澤宏一「傷病兵たちは何処へ行く?」『真相』一九四七年九月、

一八一一九頁。

9

- $\widehat{10}$ 前掲『国立病院十年の歩み』一九五五年、二一四頁
- $\widehat{1}\widehat{1}$ 同上、三八五頁。
- $\widehat{12}$ 有末四郎「国立療養所三〇年の追憶」『国立療養所史』(結核編)一九七六年、六〇五―六〇六頁。
- 13 『第一回国会衆議院厚生委員会議録第一四号』一九四七年八月二八日。
- 「日本の傷痕 ── 漂える白衣の傷兵のことども ── 」『中央評論』一九五一年一○月、七○頁' 一九四九年一月一八日の埼玉県の軍政部から関東軍政部宛に傷痍軍人の街頭募金行為が社会事業法(一
- 15 かという厚生省の指摘を受け、こうした行為は禁じられるべきことを報告している ('Groups of Disabled Veterans の社会事業のための寄付金募集の許可制、軽犯罪法(一九四八年)の「こじき」に抵触するのではない

20

の三種がある

Septenber 1949" Box no. 2856, CAS(A) 07567, GHQ/SCAP Records) Soliciting Street Donations' "Monthly Military Government Activities Report Annex B-2 January 1948-

<u>16</u> 「白衣募金期限ぎれ ── 陳情にも都は強硬」『朝日新聞』 一九五○年一○月六日。都道府県の募金取締関連の条例

金等取締に関する条例の公布状況調」(『日傷月刊』一九五四年五月一日)による。『日傷月刊』は日本傷痍軍人会の 公布は、大阪府の街頭募金取締条例(一九四八年九月一日)が最も早い。一九五三年八月一五日現在の厚生省の「募

- 17 青地晨「ルポルタージュ 傷痍軍人」『婦人公論』四一三、一九五一年一〇月、一〇七頁。
- 18 『朝日新聞』一九五二年六月一四日。
- <u>19</u> 都府行政文書(昭二七—三六二)京都府総合資料館所蔵。 『戦傷病者の更生援護について』(一九五二年七月二一日) 京都府社会課『昭和二十七年度援護法基本通牒綴』

京

- 京都府総合資料館所蔵)。 実態調査について」 京都府社会課『昭和二十八年十一月戦傷病者実態調査一件』 京都府行政文書 (昭二八―三四三) から各都道府県宛に「戦傷病者実態調査要綱」を付した調査について通牒が出された(「戦傷病者更生援護に関する 厚生省大臣官房統計調査部『昭和二八年社会福祉統計年報』、五三頁。一九五三年一〇月一六日に厚生省社会局長
- 21 『昭和二十七年度援護法関係一件綴』京都府行政文書(昭二七--三六四)、京都府立総合資料館所蔵。 「白衣募金者の実態調査について」京都府民生部社会課ハ社第九六八号、一九五三年一一月一〇日。 京都府社会課 以下、 調査実

調査項目の引用も同じ。

- 22 東京と京都は前掲「白衣募金者の実態調査について」(京都府行政文書)所収「傷痍者実態調査集計表」と「募金者 実態調査結果表』による。東京都全体の集計かどうかは不明だが「車内街頭のみ」「車内募金の分」「街頭募金の分」 「白衣募金の実態調査 結果発表さる!!」(『日傷月刊』一〇、一九五四年二月二〇日、以下「全国集計」と略)、
- 57 23 衆議院内閣委員会専門室『戦後における恩給制度の変遷』(衆議院内閣委員会資料第二八号)一九五五年五月、二

中村隆英・宮崎正康編『史料・太平洋戦争被害調査報告』東京大学出版会、一九九五年、二八九―二九一頁。

 $\widehat{24}$

- 25 「「忘れられた戦傷病者」の生活報告」『産業労働月報』七―二、一九五三年二月、三二頁。
- 前掲「日本の傷痕」一九五一年一〇月、七三頁。
- $\widehat{27}$ 『第十回国会参議院厚生委員会会議録第一九号』一九五一年三月二七日。

拙稿「白衣募金者一掃運動に見る傷痍軍人の戦後」。

28

30 29 「白衣募金の実態と援護策 ―― 一般の協力と理解を望む」『朝日新聞』 一九五四年二月二日。 「平均月収は一万円 ── 厚生省 白衣募金の実態発表」『朝日新聞』一九五四年一月二七日。

白衣募金の実態発表」。

 $\widehat{32}$ 「白衣募金の実態調査 結果発表さる!!」。 「白衣募金の実態と援護策」。 31

前掲「平均月収は一万円 —— 厚生省

拙稿「白衣募金者一掃運動に見る傷痍軍人の戦後」。

35

- 『日傷月刊』一三一、一九六四年一〇月一日。以下、 この調査に関する引用は同じ。
- ·朝日新聞』(大阪版)一九五三年一一月二二日。

(大学院後期課程学生)

SUMMARY

Who Are 'War Injured or Invalid Money Collectors'?:
Post War for the Disabled Veterans Shown by The Ministry of
Health and Welfare Whole Country Investigation

Masumi UENO

Japan was defeated at World War II. As a result, servicemen who get wounded in the war will enter the difficult time age. Under the occupation of Allied Forces, the soldier's pension was abolished. Therefore, the disabled veterans being especially hospitalized in the hospital and the medical center could do nothing but make an effort by themselves to supplement an insufficient meal. However, the effort also reached critical limit. Those who cannot work after it had left hospital even if it recovered from an illness couldn't leave at once hospital. From such circumstances they decided to go out to collecting contributions on the street to support own life.

They wore white kimono and army hat that guessed to have been provided during the War. They made their injured hands and feet stood out. The war ended after for several years, such people came to witnessed in the Japanese whole country. After the war, they will be witnessed long by a lot of Japanese.

While fighting because Japanese authorities made the serviceman a special treatment, after the war, the soldier's pension was abolished as a hotbed of the militarism. As a result, the basis of social welfare of the occupation period was all equal indiscrimination. Therefore, the number of Money Collectors has not decreased at all.

Japan became an independent country in 1952. The covering system was made victims of war including the wound serviceman soon after independence and the soldier's pension revived in August 1953. Then, the Ministry of Health and Welfare investigated of actual conditions of Money Collectors on a nationwide scale to think about their solutions in November 1953. As a result, the Money Collectors rose to 542 people, and it was an ex-serviceman more than the half. Many of them were people who cannot work due to injury in the war.

However, this investigation contributed to considering them lazy. They will be swept away by the power of the state in about ten years.

キーワード: Post War, Disabled Veteran, Invalid or Injured Money Collector